

主 文

原判決を破棄する。  
被告人を懲役三年に処する。  
押収に係る脇差一本（証第一号）はこれを没収する。  
原審並に当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

弁護人平山雅夫、同上山武の控訴の趣意は記録編綴の各控訴趣意書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次の通りである。

各弁護人の論旨中、原判示第一事実に関する事実誤認の主張について所論は要するに被告人は本件道路敷地は自己の所有地であると確信して判示の如き板垣を設置したものであるから、往来妨害についての犯意を欠くと主張するにあたる。しかし道路敷地が公有であると私有であるとを問わず、苟くも公衆の往来に供せられている道路である以上、該事実を知りながらこれを壅塞するにおいては、刑法第一二四条第一項の罪を構成すると解すべきである。而して原判決が判示第一事実について引用している各証拠に徴すれば、本件道路が往時より一般公衆の往来に供せられており、被告人も斯る事実を十分諒知していたことが肯認されるので、所論の如く被告人において本件往来妨害について犯意がなかつたということはできない。記録を精査するも原審の右事実認定に誤があるとは認められないので論旨は採用できない。

論旨中、原判示第三事実に関する事実誤認の主張について

各弁護人所論の要旨は、自殺教唆罪の成立には教唆行為と自殺との間に因果関係のあることを要するに拘らず、記録並に原審が取調べた各証拠を仔細に検討するも、被告人がその亡妻Aに対し、同人の自殺を予見して判示の如き暴行、脅迫を加えたことと認められる事実及び被告人の迫害とAの自殺との間に因果関係があると認められるに足る証拠は毫も存在しない。尤も記録によれば被告人がAに対して多少の暴行若しくは脅迫を加えた事実を認められるけれども、この程度の威迫は不貞の妻に對し夫として採つた当然の措置といふべく、十八年間も連れ添つた妻に對して夫たる被告人として妻の自殺を決意せしめる程、苛烈な暴行、脅迫を加えたとは到底考えられない。而もBとAとの不倫な関係に起因して被告人等夫婦の間に紛争のあつたと認められるのは昭和二四年三月頃のことであつて、それより約四月後の同年七月一日における本件Aの自殺との間に因果関係があるとみるのは不自然である。又仮に判示の如き苛烈な暴行、脅迫行為があつたとしても、そのため年齢四〇を超え、而も教養あり賢明であつたAが、母の生存している広島県a町の実家に逃避し若しくは警察その他に保護を求めるともなさず、たやすく官殺行為に及んだと認めるのは条に反する。畢竟本件Aの自殺行為は、同女がBとの不倫関係を追求され、汚名を着て実家に復歸することもできず、自責の念から遂に自殺の道を選んだとみるべからずであつて、伝聞証拠並に信憑力のない証人Cの証言を採用して被告人の教唆による自殺と認めた原判決は事実の誤認をおかしたものであり、その誤認は判決に影響及ぼすこと明かであるといふにある。

よつて本件訴訟記録並に原審及び当審において取調べた各証拠を検討するに

- 一、 司法警察員D作成に係る検視調書
- 一、 E作成に係る死体検案書
- 一、 原審証人D（第一、二回）の供述調書

の各記載によれば、被告人の先妻Aが昭和二四年七月一八日午後一時前後の頃呉市b町c丁目字d畑地続きの山林中において縊死を遂げた事実が認められ

更に前記各証拠（検視調書については添付遺書を含む）並に原審証人F、同G、同H、同I、同J、同K、同C、同L、同M、同B、同Nの各供述調書の記載、当審証人B、同J、同M、同L、同I、〈要旨〉同G、同C、同K、同Dの各供述調書の記載を総合して考えると、被告人と亡妻Aとは昭和七年頃婚姻し爾來約十七年間、両人の性格の違いから多少の風波は、避けられないながらも取上げる程の紛糾もなく同棲生活を続けてきた、ところが被告人は昭和二四年二月末頃から同年三月一六日頃まで、被告人の姉婿に當るBが同人の息子Oと共に被告人方に滞在していた間において、右BとAとの間に不倫な関係が結ばれたと邪推し同年三月末頃から殆んど毎日の如くAを詰責し、同女の外出逃避を監視しつつ時には「死ぬる方法を教えてやる」と云いながら失神する程に首を締め、又は足蹴にし、錐、槍の穂先等で腕、腿等を突く等常軌を逸した虐待、暴行を加え、或はAを強要してBとの姦通事実を承認する書類又は「自殺します、A」なる書面を作成させ、更に同年六



以上の次第であるから原判決はその判文においてやや簡略に過ぎる嫌いはあるけれども、結局判示第三事実は、被告人が先妻Aに対し自己の行為によつて、同女の自殺するであろうことを予見しながら敢て判示暴行、脅迫を加え、よつて同女をして自殺せしめた事実を認定した趣旨であり右の事実認定は正当と認められるので、原判決には所論の如き事実誤認はなく、論旨はすべて理由がない。

各論旨は、量刑不当の主張について

本件記録並に原審及び当審において取調べた各証拠を検討し、判示第三の犯行が上記の如く執拗にして苛酷な暴行、脅迫によるものであることに鑑みれば、その犯情軽しとしないことはいふを俟たないところであるが、該犯行の動機その他諸般の情状を考慮すれば、原審の刑はいささか重過ぎると認められるので論旨は理由がある。

よつて刑事訴訟法第三九七条第三八一条に則り原判決を破棄し、同法第四〇〇条但書に従い当裁判所において更に判決する。

罪となるべき事実（但し判示第三事実中「に同道し」とあるを「において」と改訂）並にこれを認める証拠は原判決摘示のとおりであるからこれを引用する。

法律に照すと被告人の判示所為中、判示第一の点は刑法第一二四条第一項に、判示第二の点は銃砲刀剣類等所持取締令第二条第二六条に、判示第三の点は刑法第二〇二条前段に各該当するので各所定刑中懲役刑を選択し、以上は刑法第四五条前段の併合罪であるから同法第四七条第一〇条に従い最も重い判示第三の罪につき定められた刑に法定の加重をした刑期範囲内において被告人を懲役三年に処し、押収に係る脇差一本（証第一号）は判示第二の犯罪行為の組成物件であるから同法第一九条第一預第一号第二項によりこれを没収し、原審並に当審における訴訟費用は刑事訴訟法第一八一条第一項を適用し全部被告人をして負担せしめることとし、主文のとおり判決する。

（裁判長判事 柳田躬則 判事 尾坂貞治 判事 石見勝四）